元愛知県立新城東高等学校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング調査業務募集要項

１　目的

元愛知県立新城東高等学校跡地（以下「元新城東高校跡地」という。）の利活用方法についての検討を進めるため、元新城東高校跡地の利活用が見込まれる又は元新城東高校跡地の利活用にアイデアを有する事業者に対し、市場性の把握及びニーズを調査するマーケットサウンディング調査（以下「サウンディング調査」という。）を行うことを目的とする。

なお、本業務は公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、最も適切な事業者を委託者として選定することとし、実施にあたっては、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）に定めるもののほか、本要項に定めるところによる。

２　業務名

元愛知県立新城東高等学校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング調査業務

３　業務内容

別紙「元愛知県立新城東高等学校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング調査業務仕様書（以下「仕様書」という。)」のとおり。

４　応募資格

次のいずれにも該当することを条件とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　この募集の日から企画提案審査委員会における選定までの期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。)」１(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

(3)　提出書類の提出期限において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(4)　物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和８年４月～令和 10 年３月）「03．役務の提供等」のうち「07.調査委託」に登録されている者であること。

(5)　業務の資質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。

(6)　国税及び地方税を滞納していないこと。

(7)　宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

５　提案上限額及び契約方法等

(1)　提案事業費上限額

金　2,739,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2)　契約の方法等

公募型プロポーザル方式により最も適切と認める事業者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項の規定による随意契約とする。

(3)　契約交渉

プロポーザルの結果、優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。

契約交渉に当たっては、参加者が仕様書に基づき提案した業務内容を尊重するが、提案どおりに実施することが不適当な事項や詳細な事項については県と優先交渉権者による協議を行った上、決定する。

(4)　契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の２の規定により納付を必要とする。

ただし、第 129 条の３の各号に該当する場合は、契約金額の全額又は一部を免除する。

(5)　契約期間

契約締結日から令和９年３月 31 日（水）までとする。

(6)　委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

(7)　その他

ア　企画提案審査委員会における選定の日から契約締結の日までの期間において、合意書１(７)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

イ　暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書１(７)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ　契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

６　事業の実施

委託先事業者と県は事業の目的を共有し、常に連携を図りながら事業を実施する。

７　説明会の開催

次のとおり説明会を開催する。

なお、出席は応募の必須条件ではないが、欠席により不利益を受けた場合にも、県はその責めを負わない。

(1) 開催日時

令和８年11月20日（金）　午前10時

説明会終了後、希望者に学校の敷地を自由に見学する時間を設ける。

(2) 開催場所

元愛知県立新城東高等学校（新城市矢部字広見100）　管理・特別教室棟 会議室

(3) 参加申し込み

説明会への参加を希望する者は、令和８年11月19日（木）正午までに、電子メール又はファクシミリにより申込むこと（様式は任意）。

E-mail：zaimusisetsu@pref.aichi.lg.jp

ＦＡＸ：052-954-6960

なお、送信又は送付の際、件名を「説明会参加申込：元新城東サウンディング」とするとともに、本文に、法人名、参加者氏名、連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス）を必ず記載すること。

８　応募方法

（１）　提出書類

ア　参加表明書の提出（提出期限：12月４日（金）17時まで）

参加表明については、参加表明書（様式１）を作成し、提出すること。

イ　申立書の提出（提出期限：12月９日（水）17時まで）

ウ　企画提案書等の提出（提出期限：12月９日（水）17時まで）

(ｱ)　企画提案書

原則下記の項目ごとにＡ４判で作成すること。ただし、図表等については、Ａ３判も可とする。

①　表紙

「元愛知県立新城東高等学校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング調査業務について」とすること。

②　法人等の概要

ａ　名称

ｂ　所在地

ｃ　設立年月日

ｄ　代表者

ｅ　出資金又は資本金

ｆ　従業員数、技術者数

ｇ　事業内容

③　提案内容

仕様書に記載の内容を踏まえ、業務内容、実施方法、作業人数・日数等できるだけ具体的に記載すること。記載内容は次のａからｉまでのとおりとし、ｂからｉまでは計８ページ以内とすること。

※　提案者が責任を持って必ず履行できる内容のものとすること。

ａ　過去の類似業務受託実績（様式２）

記載した業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

ｂ　業務の実施体制

ｃ　委託業務の実施方針

ｄ　業務スケジュール

ｅ　サウンディング調査の実施方法（仕様書 4(1)ア及び(4)関連）

ｆ　調査対象地に関する情報整理（仕様書 4(1)イ及びウ関連）

ｇ　活用提案の募集方法（仕様書 4(1)ア及び（2)関連）

ｈ　活用に関心を示した事業者との情報交換（仕様書 4(1)ア及び(3)関連）
ｉ　活用提案のない土地に関する調査方法（仕様書 4(1)ア及び(3)関連）

(ｲ)　見積書（様式 3）

本業務の一切の費用を記載することとし、仕様書にある業務内容ごとの内訳が分かるよう、積算内訳を添付すること。

なお、提案内容等を勘案して契約するため、契約候補者に選定された場合であっても、当該見積額が契約額を確約するものではない。

また、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

(ｳ)　社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 6）

「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」及び必要に応じ添付書類（写し）を併せて提出すること。

(ｴ)　申立書（様式 5）

（２）　提出方法

(ｱ) 紙で提出する場合（参加表明書、申立書：1 部、企画提案書等：10 部）

企画提案書等については、バインダー等で一つに綴じた（左綴じ）上で持参、郵送（配達したことが証明されるものに限る。）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の９時から 17 時までとする。

(ｲ) データで提出する場合（参加表明書、申立書、企画提案書等：PDF 形式）

件名を「元新城東高校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング業務に関する資料提出」とし電子メールにより
＜zaimusisetsu@pref.aichi.lg.jp＞宛てに送信すること。

なお、添付ファイルの容量が 1 通 7MB を超えないように分割して送信すること。

また、メール送信後、提出先に電話で受信確認を行うこと。

（３）　提出先

〒460－8501　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県教育委員会管理部財務施設課　振興・管財グループ
（愛知県庁西庁舎９階）
電子メール：zaimusisetsu@pref.aichi.lg.jp

（４）　その他

参加表明書及び企画提案書等の提出者は、物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和８年４月～令和 10 年３月）「03. 役務の提供等」のうち「07. 調査委託」に登録している契約営業所の代表者（受任者）とすること。

９　質問事項

本業務に関して質疑がある場合には、質問書（様式４）により提出すること。

(1)　提出期限

令和８年11月27日（金）17時まで

(2)　提出方法

件名を「元新城東高校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング調査業務に関

する質問」とし、電子メールにより＜zaimusisetsu@pref.aichi.lg.jp＞宛てに送信すること。

(3) 質問の回答

受け付けた質問については、令和８年12月１日（火）17時（予定）に電子メールで回答する。なお、質問者以外の参加表明者に対しても質問及び回答を送付する。（質問の回答期限後に参加表明書を提出したものについては、参加表明書の提出後送付する。）

10 企画提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び優先候補者の選定は、県が設置する元新城東高校跡地の利活用に向けたマーケットサウンディング調査業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

(2) 審査・選定方法

ア 形式審査：提出書類受理後、提案者が本要項４で定める応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないかの審査を行う。

イ 第１次審査：原則として、応募者が４者を超えた場合は、第２次審査に先立ち提出書類による審査を行い、上位４者を第２次審査の対象とする。応募数が４者以下の場合は、全提案者を第２次審査の対象とする。

ウ 第２次審査：第１次審査で選考された者を対象に、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。

※ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、１者 25 分程度（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。

※ 詳細については第２次審査の対象者に通知する。

(3) 審査項目

以下の項目について総合的に審査する。

事業実績	他自治体等での土地の利活用に関する類似業務の実績が豊富であるか。
実施体制	責任者、担当者等の構成・役割が明確かつ十分な経験・知識を有しており、本業務の遂行に十分で効率的・効果的な体制が確保されているか。
実施方針	委託業務の目的を理解し、本県の未利用県立学校跡地の解消に向けた調査対象地に関する市場性の把握及び今後の売却に向けた要件設定に係るニーズ調査を行うことが期待できるか。
業務スケジュール	業務内容をよく理解し、無理のないスケジュールとなっているか
業務関係	国や他県事例等を参考に効果的なサウンディング調査の実施を期待できるか。（仕様書4(1)ア及び(4)関連）

		調査対象地に関する法規制等や県の保有する情報を整理し、分かりやすい公表資料の作成を期待できるか。（仕様書4(1)イ及びウ関連）
		活用提案の募集に当たって、事業者への積極的な働きかけや事業者提案に向けたサポートが期待できるか。（仕様書4(1)ア及び(2)関連）
		土地活用に関心を示した事業者との対話を通じて、事業者の提案の実現可能性や実現に向けた条件に関する具体的な整理が期待できるか。（仕様書4(1)ア及び（3)関連）
		活用提案のない土地に関して、今後の利活用に生かしていくような事業者からの意見聴取が期待できるか。（仕様書4(1)ア及び(3)関連）
見積金額の妥当性		業務ごとの積算内訳が明確であるか。
社会的取組	環境に配慮した事業活動	ＩＳＯ１４００１、エコアクション２１、ＫＥＳ、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること
		自動車エコ事業所の認定を受けていること
		あいち生物多様性企業認証を受けていること
	障害者等への就業支援	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で､障害者法定雇用率を達成していること （障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
		名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して３か月以上雇用していること
		障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度）があること
	男女共同参画社会の形成	あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること
		女性の活躍促進宣言を提出していること
		女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定〔プラチナえるぼし認定を含む〕）を受けていること
	仕事と生活の調和	愛知県ファミリー･フレンドリー企業の登録を受けていること
		あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること
		次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定〔トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む〕）を受けていること

		愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること
		愛知県「休み方改革」のイニシアチブを取っていること
	その他	あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること
		愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること
		愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること
		パートナーシップ構築宣言の公表をしていること

(4) 審査結果

審査委員会の審査結果は、参加表明書及び企画提案書等を提出したすべての者に書面で通知する。 ただし、評価内容の詳細については、公開しないものとする。また、異議申し立ても一切認めないこととする。

(5) 契約

審査委員会において選定された1者と、企画提案書と同時に提出された見積書の金額の範囲内で交渉の上契約する。なお、この交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

11 スケジュール

令和８年11月10日（火）　募集開始
令和８年11月19日（木）　現地説明会申込期限（正午）
令和８年11月20日（金）　現地説明会
令和８年11月27日（金）　質問書の提出期限（17時まで）
令和８年12月 1日（火）　質問の回答（予定）
令和８年12月 4日（金）　参加表明書提出期限（17時まで）
令和８年12月 9日（水）　企画提案書等提出期限（17時まで）
令和８年12月10日（木）　審査委員会1次審査（５者以上の場合、書面）
令和８年12月16日（水）又は17日（木）　審査委員会２次審査（予定）
令和８年12月下旬　契約締結
令和９年 3月下旬　最終報告書提出

12 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等、本提案依頼に関する提案者の一切の費用は、すべて提出者の負担とする。

(2) 郵送による提出の場合は、提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。

なお、無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものする。

(3) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めない。

(4)　必要に応じて提出書類を追加し、又は変更し、提出を求めることがある。
(5)　提出された企画提案書等は、複製を行い会議等の資料とすることがあるが、提出者に無断で本提案依頼以外の目的に使用しない。
(6)　採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
(7)　採用された企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、開示する。
　　不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
(8)　提出のあった一切の書類は、返還しない。
(9)　参加表明書提出後に辞退する場合は、事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。
(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13　問合せ先

愛知県教育委員会管理部財務施設課　振興・管財グループ
〒460－8501　名古屋市中区三の丸三丁目１－２
電話：052-954-6762（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ファクシミリ：052-954-6960
電子メール：zaimusisetsu@pref.aichi.lg.jp